

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 基本情報

国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2018年6月20日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対バングラデシュ人民共和国国別援助方針（2012年6月）では、「持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却を支援すること」を援助の基本方針とし「行政能力向上」を重点分野として定めている。また、対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2013年4月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業は、本方針に基づき以下の援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

- 行政機能の改善：開発課題として、①中央政府及び地方政府、②司法制度及び政策、③都市／地域計画及び政策、並びに④経済計画／公共財政管理及び公共投資管理に係る行政能力向上が含まれる。

(3) 他の援助機関の対応

バングラデシュにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、カナダ、英国等の欧米諸国や韓国、シンガポール、タイ等のアジア各国の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

バングラデシュの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院

において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、バングラデシュの開発課題解決のための人材の育成及び我が国とバングラデシュ政府との人的ネットワークの構築を図り、もってバングラデシュの開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（３）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 33 名（修士課程 30 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において、バングラデシュにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

（４）総事業費

433 百万円（概算協力額（日本側）：433 百万円、バングラデシュ側：0 円）

（５）事業実施期間

2018 年 7 月～2023 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）。

（６）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、バングラデシュにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、バングラデシュ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、人事省、計画省、教育省、在バングラデシュ日本国大使館、JICA バングラデシュ事務所

（７）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動
- 2) 他援助機関等の援助活動

（８）環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

3) ジェンダー分類： [対象外] 「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2018 年実績値)	目標値 (2024 年)
留学する学生数 (人) : 修士	0	30
留学する学生数 (人) : 博士 ¹	0	3
留学生の学位取得率 (%) ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3. (3) 事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5. (2) 外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また4.(1)及び(2)のとおり有効性が見込まれると判断される。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載のとおり、各省行政官の能力向上は、バングラデシュにおける共通した重要課題であり、また、当事業はバングラデシュ開発計画及びバングラデシュに対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は大きい。
- ・ また、SDG ゴール 8「持続的、包括的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

以 上